

# 手配旅行取引条件説明書

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1、手配旅行契約

- (1)この旅行は、当社が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社は、お客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等によりお客様が運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- (4)当社は、旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を申し受けます。
- (5)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社所定の取扱料金をお支払いいただきます。

## 2、旅行のお申込み

- (1)旅行のお申込みは、当社所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。
- (2)当社は、お客様のご希望による航空券・宿泊券等の旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段により受付します。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- (3)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3、お申込み条件

- (1)お申込み時点で18歳未満の方は、親権者の方の同意書をご提出又は親権者の方の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2)健康を害している方、身体に障がある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- (3)当社は、お客様が次のアからウのいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
  - ア、お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - イ、お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ウ、お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

## 4、旅行契約の成立時期

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立します。
- (2)当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、旅行契約の申込みを受けることがあります。この場合、旅行契約の成立時期は契約書面に記載します。

## 5、通信契約

- (1)当社は、当社が提携するクレジット会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受

- けること」（以下「通信契約」といいます。）を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受けられる場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。但し、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2)通信契約の申込に際し、会員は、申込をしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。
- (4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払または戻戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

## 6、契約書面の交付

- (1)当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。但し、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2)本項(1)の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところとなります。

## 7、旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金（運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金の合算額をいいます。）は旅行出発前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2)当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様が負担すべきもの及び取扱料金（以下併せて「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金としてすでに収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算します。精算旅行代金が旅行代金としてすでに収受した金額を超えるときは差額を申し受け、収受した金額に満たないときは払い戻しします。

## 8、旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りお客様のために応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

## 9、旅行契約の解除

- (1)お客様による任意解除  
お客様は以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
  - ア、お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
  - イ、未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
  - ウ、当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (2)お客様の責に帰すべき事由による解除  
ア、当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取消させていただきます場合があります。
  - イ、お客様が、クレジットカードによるお支払いを希望され、カード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。
  - ウ、お客様が、第3項(3)アからウのいずれかに該当することが判明したとき。
  - エ、本項(2)ア、イ、ウの場合、既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金をお支払いいただきます。
- (3)当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払戻します。

## 10、旅行代金

当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

## 11、取扱料金

取扱料金は、旅行費用とともに契約書面に表示します。

※旅行内容により異なりますので、当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。

## 12、渡航手続

- (1)現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせください。
- (2)当社は、「旅行業約款 渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。
- (3)当社は、当社らへの責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

## 13、海外航空券の変更・取消手続料金

- (1)発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手続手数料を申し受けます。
- (2)航空券の発券は、お客様にご連絡確認のうえ発券手続きをします。その場合のその後の変更取消は、変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。

## 14、添乗サービス

- (1)当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ、添乗サービスを提供する場合があります。
- (2)添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- (3)当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は当社が定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

添乗サービス料金 (添乗員1名1日当たり)	国内旅行 33,000円
	海外旅行 66,000円

(消費税込み)

## 15、当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

## 16、お客様の責任

- (1)お客様の故意もしくは過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の手配旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 17、燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行契約時にご案内申し上げます。
- (2) 旅行契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得たうえで追加徴収し、減額された場合には、その減額分を払戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の取扱料金を申し受けます。

## 18、個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等も含む）の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様のお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を電子的方法等で海外・国内免税店等の事業者提供いたします。これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

## 19、その他

- (1) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。旅行保険については当社の係員にお問合せ下さい。
- (2) 本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

## 20、海外旅行情報

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは次をご確認ください

外務省 海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外安全登録「たびレジ」

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireb/>

外務省 領事サービスセンター

[03-3580-3311](tel:03-3580-3311)

愛知県登録旅行業 第2-1183  
愛知バス株式会社 ABC旅行センター  
黒川営業所  
〒462-0841 名古屋市中区黒川本通2-17  
黒川ガスパラザ1階  
総合旅行業取扱管理者 堀 大輔

2022年4月1日